

川口市戸塚環境センター施設整備
基本構想・基本計画策定業務委託
プロポーザル実施要領

川口市

平成28年4月

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務の遂行にあたっては、一般廃棄物処理施設建設に関する豊富な知識・経験、並びに高度な企画・調整能力及び専門的技術力を必要とする。

本実施要領は、このような能力を有し、本業務を委託するのに最も適した者を公募型プロポーザル方式（二段階審査方式）により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務名

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

(4) 委託料

45,760,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

(5) 発注者

川口市長 奥ノ木信夫

(担当部署)

川口市 環境部 環境施設課 施設計画係

〒332-0001

埼玉県川口市朝日4丁目21番33号 リサイクルプラザ2階

電話 048-228-5383（直通）

電子メール 090.03500@city.kawaguchi.lg.jp（※lgは、LG）

※ファイルサイズは1MB以内で送信すること。

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である平成28年4月15日現在において以下の要件をすべて満たすものとする。なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 対象業務における川口市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 川口市建設工事等請負業者指名停止基準（平成7年6月28日告示第437号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、川口市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
- (4) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく廃棄物部門の事業登録を行っている者であること。
- (5) 過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する処理能力が300t/24h以上の一般廃棄物の焼却処理施設に関する施設整備基本計画策定業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (6) 過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する処理能力が15t/5h以上の一般廃棄物の粗大ごみ処理施設に関する施設整備基本計画策定業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (7) 過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する処理能力が300t/24h以上の一般廃棄物の焼却処理施設を対象とした事業方式導入可能性調査業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (8) 過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する法令に基づく土壤汚染調査業務、若しくは、国又は地方公共団体が発注する最終処分場に関する廃止計画策定業務、再生計画策定業務又は跡地利用計画策定業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (9) 次の技術者をそれぞれ配置できること（本業務の公告日現在から3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る。）。なお、管理技術者は主任担当技術者（焼却処理施設関係、粗大ごみ処理施設関係及び事業方式導入可能性調査関係）を兼ねることはできないものとする。

①管理技術者

廃棄物処理施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士（総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物関係）又は衛生工学部門（廃棄物関係））の資格を有する管理技術者を配置できること。また、管理技術者は（5）の業務実績を有していること。なお、管理技術者は、主たる会議（打ち合わせの他、各種委員会、住民説明会等を含む。）に出席し、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

②主任担当技術者

下記に示す業務分野毎に廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を持つ主任担当技術者を配置できること。なお、主任担当技術者は、管理技術者の下で分担業務における担当技術者を統括する役割を担うものとし、各業務分野の主任担当技術者は同一人物が兼ねることはできないものとする。

- ・焼却処理施設関係

- ・粗大ごみ処理施設関係
 - ・事業方式導入可能性調査関係
- (10) 本業務の実施においては、主たる業務の再委託及び共同企業体による遂行は認めない。
- (11) 調査等の従たる業務に係る協力会社についても、(3)は同様とする。

4 手続き等に関する事項

(1) 参加表明書の提出

- ①提出期限 平成28年4月15日(金)正午まで
- ②提出場所 川口市 環境部 環境施設課 施設計画係
- ③提出書類 参加表明書(様式2から様式7まで)
 ※参加表明書の作成方法は、別添「川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託 プロポーザル参加表明書作成要領(以下「参加表明書作成要領」という。)」を参照すること。
- ④提出部数 1部
- ⑤提出方法 持参または郵送による。
 ※郵送の場合は書留とし、提出期限(必着)を厳守すること。

(2) 参加表明書に関する質問書の受付及び回答

- ①受付期限 平成28年4月11日(月)正午まで
- ②受付場所 川口市 環境部 環境施設課 施設計画係
- ③提出書類 質問書(様式1)
- ④提出方法 電子メールによる。
 ※原則として電話での質問には応じない。
 ※書式は質問書(様式1)を使用し、電子メールに添付すること。
 ※会社(法人)名、連絡担当部署名、連絡担当者氏名、電話番号、FAX、電子メールアドレスを質問書に記載すること。
 ※電子メールの件名は「戸塚プロポ参加表明書質問(会社(法人)名)」とすること。
 ※電子メール受取り後、担当部署より送信元へ確認メールを送付する。当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。
 ※受付期間に届かなかったメールには回答しない。
- ⑤回答方法 下記の期間、川口市ホームページにて閲覧に供する。
 平成28年4月12日(火)～平成28年4月15日(金)正午
 川口市ホームページ(戸塚環境C基本構想等策定委託プロポーザルを行います/プロポーザル及び参加表明書に関する質問と回答)：
<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28070007/28070007.html>

(3) 技術提案書及び見積書の受付（第一次審査で選定された参加者のみ）

- ①提出期限 平成28年6月17日（金）正午まで
- ②提出場所 川口市 環境部 環境施設課 施設計画係
- ③提出書類 技術提案書（様式8～様式12）、見積書（様式13）
※技術提案書の作成方法は、別添「川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託 プロポーザル技術提案書作成要領（以下「技術提案書作成要領」という。）」を参照すること。
- ④提出部数 技術提案書20部、見積書1部
※技術提案書の提出部数は、別添「技術提案書作成要領」を参照すること。
※技術提案書の電子データ（PDF形式）を保存したCD等の記憶媒体を1部提出すること。
- ⑤提出方法 持参または郵送による。
（郵送の場合は書留とし、提出期限（必着）を厳守すること。）

(4) 技術提案書等に関する質問書の受付及び回答

- ①受付期限 平成28年5月20日（金）正午まで
- ②受付場所 川口市 環境部 環境施設課 施設計画係
- ③提出書類 質問書（様式1）
- ④提出方法 電子メールによる。
※原則として電話での質問には応じない。
※書式は質問書（様式1）を使用し、電子メールに添付すること。
※会社（法人）名、連絡担当部署、連絡担当者氏名、電話番号、FAX、電子メールアドレスを質問書に記載すること。
※電子メールの件名は「戸塚プロポ技術提案書等質問（会社（法人）名）」とすること。
※電子メール受取り後、担当部署より送信元へ確認メールを送付する。当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。
※受付期間に届かなかったメールには回答しない。
- ⑤回答方法 下記の期間、川口市ホームページにて閲覧に供する。
平成28年5月26日（木）～平成28年6月17日（金）正午
川口市ホームページ（戸塚環境C基本構想等策定委託プロポーザルを行います／技術提案書等に関する質問と回答）：
<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28070007/28070007.html>

(5) スケジュール

平成28年

4月 1日 (金)	実施要領の公表 (川口市HP掲載)
4月 4日 (月) ~ 4月 15日 (金) 正午	参加表明書の提出
4月 4日 (月) ~ 4月 11日 (月) 正午	参加表明書に関する質問受付
4月 7日 (木) 午後2時~午後4時	現地見学会
4月 12日 (火) ~ 4月 15日 (金) 正午	質問に対する回答の掲載
4月 28日 (木) 以降	第一次審査結果の通知 (発送)
5月 9日 (月) ~ 6月 17日 (金) 正午	技術提案書等の提出
5月 9日 (月) ~ 5月 20日 (金) 正午	技術提案書等に関する質問受付
5月 26日 (木) ~ 6月 17日 (金) 正午	質問に対する回答の掲載
7月 1日 (金)	ヒアリングの実施
7月 4日 (月) 以降	第二次審査結果の通知、 契約締結、審査結果の公表

5 審査委員会

(1) 川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会

本業務に係る委託契約候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱(平成28年3月22日決裁。以下「要綱」という。)に規定する審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、審査し選定する。

(2) 審査委員会の構成

審査委員会は、要綱第3条の規定により次の者を審査委員長及び審査委員として構成する。

委員長	副市長
副委員	副市長
委員	技監兼都市計画部長
委員	市長室長
委員	企画財政部長
委員	総務部長
委員	環境部長
委員	建設部長
委員	都市整備部長
委員	戸塚環境センター所長
委員	朝日環境センター所長
委員	建築課長

6 審査方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、参加表明書に基づき審査を行い、第二次審査対象者を選定する。

①審査項目

ア 参加表明者の能力

- i 技術者数及び有資格者数
- ii 業務実績

イ 管理技術者の能力

- i 資格
- ii 専任性
- iii 業務実績

ウ 主担当技術者の能力

(ア)主任担当技術者の能力（焼却処理施設関係）

- i 資格
- ii 業務実績

(イ)主任担当技術者の能力（粗大ごみ処理施設関係）

- i 資格
- ii 業務実績

(ウ)主任担当技術者の能力（事業方式導入可能性調査関係）

- i 資格
- ii 業務実績

②第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、参加表明書を提出した全社に平成28年4月28日（木）以降に書面により通知する。

(2) 第二次審査

第二次審査は第一次審査で選定された参加者に対して行う。

新たに技術提案書等の提出を求め、提案内容等に関する審査及びヒアリングを実施し、本業務委託に最適な委託契約候補者及び次席者を選定する。

①ヒアリング

ア 対象

第一次審査で選定された参加者に対して、ヒアリング実施の詳細についてFAX及び電子メールにより通知する。

イ 実施日

平成28年7月1日（金）

ウ 出席者（説明者）

管理技術者及び主任担当技術者を含み3名以内。原則として、説明及び回答は管理技術者が行うものとする。

エ ヒアリングの方法

ヒアリングは提出された技術提案書等をもとに行う。はじめに提案者より20分間以内の説明を行い、その後10分程度の質疑応答を実施する。当日、技術提案書（様式9、様式11及び様式12）を拡大コピーしたパワーポイントの使用は可とするが、模型及び追加資料の持ち込みは禁止する。ただし、審査委員会が求めた追補資料についてはこの限りでない。

②審査項目

- ア 実施体制
- イ 実施方針
 - i 的確性
 - ii 実現性
 - iii 独創性
- ウ 特定テーマ1
 - i 的確性
 - ii 実現性
 - iii 独創性
- エ 特定テーマ2
 - i 的確性
 - ii 実現性
 - iii 独創性
- オ ヒアリング
 - i 適格性
 - ii 応答性
 - iii 取り組み意欲
- カ 見積価格
 - i 見積価格
 - ii 妥当性

③第二次審査結果の通知

- ア 審査委員会で決定した契約交渉順位第1位（委託契約候補者）及び第2位（次席者）の者に対して、担当課長が書面により通知する。
- イ 上記アの契約交渉順位第2位までに入らなかった者に対して、担当課長が技術提案書等の審査結果について書面により通知する。
- ウ 上記イの通知を受けたものは、通知した日の翌日から起算して7日（川口市の休日を定める条例（平成元年12月26日条例第55号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により、担当課長に対して説明を求めることができる。
- エ 担当課長は、上記ウに基づき説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

オ 上記エの回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、市長に対して申し立てることができる。

7 「技術提案書」の内容

技術提案書は次のテーマについて記載すること。

- (1) 実施体制
 - ①業務の実施体制図
 - ②担当チームの特徴・強み
- (2) 実施方針
 - ①業務の実施方法・手順
 - ②業務のスケジュール
 - ③戸塚環境センター整備事業のスケジュール
 - ④業務を進める上で特に重視する配慮事項、自社（自法人）の特徴・強み等
- (3) 特定テーマ（戸塚環境センター整備事業についての提案）
 - ①特定テーマ1 戸塚環境センター整備事業の課題とその対策
 - ②特定テーマ2 戸塚環境センターの地域における新たな役割

8 無効となる参加表明書又は技術提案書等

参加表明書又は技術提案書等が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

- (1) 提出期限、提出方法、提出先及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 参加表明書作成要領及び技術提案書作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しなかったとき。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されていたとき。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (7) 同一の事業者から複数件の提出があったとき。
- (8) その他不正な行為があったと市が認めたとき。

9 その他

- (1) 実施要領及び関連情報の公開

本要領及び関連情報は、2（5）記載の担当部署または川口市ホームページにて公開する。

川口市ホームページ（戸塚環境C基本構想等策定委託プロポーザルを行います）：
<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28070007/28070007.html>

(2) 現地見学会の実施

- ①日 時 平成28年4月7日(木) 午後2時～午後4時
- ②受 付 平成28年4月6日(水) 午後5時までに担当部署あて電話で申し込むこと。
- ③集合場所等 川口市戸塚環境センター西棟1階ロビーへ午後2時に集合
〒333-0803 川口市大字藤兵衛新田290
- ④その他 現地見学会において、本業務の関係資料を希望者に貸与する。
※関係資料は、平成28年4月7日(木)から平成28年4月15日(金)正午までの間、担当部署にて直接貸与を受けることもできる。

(3) 本プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とする。

(4) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(5) 委託契約候補者決定後、技術提案書等の提出者として選定された者は公表することがある。

(6) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、川口市は選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。なお、提出された書類は川口市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

(7) 川口市は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。

(8) 提出された質問書、参加表明書及び技術提案書等は返却しない。

(9) 技術提案書等の作成のために川口市より受領した資料は、川口市の許可無く公表及び使用することはできない。

(10) 電子メール等の通信事故については、川口市はいかなる責任も負わない。

(11) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(12) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託 プロポーザル参加表明書作成要領

1 参加表明書について

本参加表明書は、「川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定」の業務委託にあたり、最適な委託契約候補者及び次席者を選定するためのものである。

2 参加表明書の作成

本プロポーザルへの参加を表明する事業者（以下「参加表明者」という。）は、次のとおり参加表明書を作成すること。

- (1) 用紙の大きさは、すべてA4判タテ（片面印刷）とする。
- (2) 各様式に記載する業務実績は、下記のとおりとする。
 - ①平成18年4月1日以降に受託し、平成28年3月31日までに完了した業務であること。
 - ②元請として契約した業務であること。
 - ③同種業務及び類似業務の区分は、以下のア～オのとおりとする。
 - ア 焼却処理施設整備基本計画策定業務
 - (ア) 同種業務
国又は地方公共団体が発注する処理能力が300t/24h以上の一般廃棄物の焼却処理施設に関する施設整備基本計画策定業務
 - (イ) 類似業務
同種業務以外の一般廃棄物の焼却処理施設に関する施設整備基本計画策定業務
 - イ 粗大ごみ処理施設整備基本計画策定業務
 - (ア) 同種業務
国又は地方公共団体が発注する処理能力が15t/5h以上の一般廃棄物の粗大ごみ処理施設に関する施設整備基本計画策定業務
 - (イ) 類似業務
同種業務以外の一般廃棄物の粗大ごみ処理施設に関する施設整備基本計画策定業務
 - ウ 事業方式導入可能性調査業務
 - (ア) 同種業務
国又は地方公共団体が発注する処理能力が300t/24h以上の一般廃棄物の焼却処理施設を対象とした事業方式導入可能性調査業務

(イ)類似業務

同種業務以外の一般廃棄物の焼却処理施設を対象とした事業方式導入可能性調査業務

エ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査業務

(ア)同種業務

国又は地方公共団体が発注する法令に基づく土壌汚染調査業務

(イ)類似業務

同種業務以外の土壌汚染調査業務

オ 最終処分場に関する計画策定業務（廃止計画、再生計画又は跡地利用計画）

(ア)同種業務

国又は地方公共団体が発注する最終処分場に関する廃止計画策定業務、再生計画策定業務又は跡地利用計画策定業務

(イ)類似業務

同種業務以外の最終処分場に関する廃止計画策定業務、再生計画策定業務又は跡地利用計画策定業務

(3) 様式2（参加表明書）に記載する内容は、下記のとおりとする。

①提出者欄

住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、押印する。

②連絡先欄

担当者の所属、住所、職氏名、電話番号、FAX、電子メールアドレスを記載する。

(4) 様式3（会社等概要調書）に記載する内容は、下記のとおりとする。

①従業員数（平成28年4月1日現在）

参加表明者の事務所等に所属する従業員数及び廃棄物分野の担当者数を記載する。

②資格者数

参加表明者の事務所等に所属する技術士（総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物関係）及び衛生工学部門（廃棄物関係））の有資格者数を記載する。

③事業内容

参加表明者の事業内容を簡潔に記載する。

④組織図

参加表明者の組織図を記載する（一般廃棄物処理施設の整備に関連する部門に限る。）。

(5) 様式4-1、様式4-2（業務実績調書）に記載する内容は、下記のとおりとする。

①業務名、発注者、契約金額、契約期間、業務内容

参加表明者が受注者として完了した業務名、発注者、契約金額（千円）、契約期間及び業務内容を記載する。

②区分

当該業務が該当する区分（同種又は類似）を丸で囲むこと。

《（5）の注意事項》

※業務実績の件数は各業務3件までとし、同種業務から順に記載すること。

※記載する業務実績は、「焼却処理施設整備基本計画策定業務」、「粗大ごみ処理施設整備基本計画策定業務」、「事業方式導入可能性調査業務」、「土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査業務」及び「最終処分場に関する計画策定業務（廃止計画、再生計画又は跡地利用計画）」の実績とする。

※記載した業務実績については、受託したことが確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

(6) 様式5-1（管理技術者調書）に記載する内容は、下記のとおりとする。

①氏名、生年月日及び年齢、所属、役職

管理技術者の氏名、生年月日及び年齢（提出時）、所属、役職を記載する。

②資格

管理技術者が保有する資格の名称、登録番号及び取得年月日を記載する。

③手持ち業務の状況

平成28年4月15日現在における管理技術者の手持ち業務の件数、業務名、及び契約期間を記載する。

《（6）の注意事項》

※資格又は手持ち業務の状況の記載欄が不足する場合は、記載欄を追加して記載すること。

※記載した資格については、取得していることが確認できる書類（資格証の写し等）を添付すること。

※本調書については、第一次審査以後における手持ち業務の状況を確認するため、再提出を求められることがある。

(7) 様式5-2～5-4（管理技術者業務実績調書）に記載する内容は、下記のとおりとする。

①業務名、発注者、契約期間、業務内容

管理技術者の業務実績について、業務名、発注者、契約期間及び業務内容を記載する。

②従事した時の立場

当該業務を従事したときの立場（下記に示す立場）を記載すること。

- ・管理技術者

実施要領3（9）①に記載する管理技術者に相当する立場

- ・主任担当技術者

実施要領3（9）②に記載する主任担当技術者に相当する立場

- ・担当技術者

主任担当技術者に相当する者の下で業務を担当する立場

③区分

当該業務が該当する区分（同種又は類似）を丸で囲むこと。

《（7）の注意事項》

※業務実績の件数は各業務3件までとし、同種業務から順に記載すること。

※記載する業務実績は、「焼却処理施設整備基本計画策定業務」、「粗大ごみ処理施設整備基本計画策定業務」、「事業方式導入可能性調査業務」、「土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査業務」、「最終処分場に関する計画策定業務（廃止計画、再生計画又は跡地利用計画）」、「審議会等運営支援業務」及び「住民説明会運営支援業務」の実績とする。

※「審議会等運営支援業務」及び「住民説明会運営支援業務」の実績については、焼却処理施設整備に係る業務実績とし、業務名及び業務内容のみを記載すること。

※記載した業務実績については、受託したことが確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

(8) 様式6（主任担当技術者調書）に記載する内容は、下記のとおりとする。

①氏名、生年月日及び年齢、所属、役職

主任担当技術者の氏名、生年月日及び年齢（提出時）、所属、役職を記載する。

②担当業務分野

主任担当技術者が担当する業務分野を丸で囲むこと。

③資格

主任担当技術者が保有する資格の名称、登録番号及び取得年月日を記載する。

④業務名、発注者、契約期間、業務内容

主任担当技術者の業務実績について、業務名、発注者、契約期間及び業務内容を記載する。

⑤区分

当該業務が該当する区分（同種又は類似）を丸で囲むこと。

《（８）の注意事項》

- ※資格の記載欄が不足する場合は、記載欄を追加して記載すること。
- ※記載する業務実績の件数は各業務３件までとし、同種業務から順に記載すること。
- ※記載する業務実績は、焼却処理施設関係の主任担当技術者の場合は「焼却処理施設整備基本計画策定業務」の実績、粗大ごみ処理施設関係の主任担当技術者の場合は「粗大ごみ処理施設整備基本計画策定業務」の実績、事業方式導入可能性調査関係の主任担当技術者の場合は「事業方式導入可能性調査業務」の実績とする。
- ※記載した資格については、取得していることが確認できる書類（資格証の写し等）を添付すること。
- ※記載した業務実績については、履行が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。
- ※本様式を複製し、主任担当技術者ごとに作成すること。

（９）様式７（誓約書）

住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、押印する。

３ 参加表明書の提出

本参加表明書の提出は以下による。

- ①提出様式：本要領に定められた様式とする。
- ②提出部数：１部

- ※様式２から様式７までの書類（様式番号順）及び資格等の確認書類をクリップで綴じること（ホチキス留めしないこと）。
- ※指定の書式以外に、背表紙及びファイル等の付加、コーティング紙の使用を禁ずる。

③提出期限：平成２８年４月１５日（金）正午まで

④提出場所：川口市 環境部 環境施設課 施設計画係
〒332-0001

埼玉県川口市朝日４丁目２１番３３号 リサイクルプラザ２階

電話：０４８－２２８－５３８３

⑤提出方法：上記提出場所へ持参または郵送による。

（郵送の場合は書留とし、提出期限（必着）を厳守すること）

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託 技術提案書作成要領

1 技術提案書について

本技術提案書は、「川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定」の業務委託にあたり、最適な委託契約候補者並びに次席者を選定するためのものである。

2 技術提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは委託業務の取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な作業は、契約後に技術提案書に記載された取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。

3 技術提案書の作成

第一次審査で選定された事業者は、次のとおり技術提案書を作成すること。

(1) 用紙の大きさは、下記のとおりとする。

①様式 8（技術提案書）、様式 9（実施体制調書）、様式 10（技術者調書）

…A4判タテ（片面印刷）

②様式 11（実施方針）、様式 12（戸塚環境センター整備事業についての提案）

…A3判ヨコ（片面印刷）

(2) 各様式に記載する業務実績は、下記のとおりとする。

①平成18年4月1日以降に受託し、平成28年3月31日までに完了した業務であること。

②元請として契約した業務であること。

③同種業務及び類似業務の区分は、次のア～オのとおりとする。

ア 焼却処理施設整備基本計画策定業務

(ア) 同種業務

国又は地方公共団体が発注する処理能力が300t/24h以上である一般廃棄物の焼却処理施設に関する施設整備基本計画策定業務

(イ) 類似業務

同種業務以外の一般廃棄物の焼却処理施設に関する施設整備基本計画策定業務

イ 粗大ごみ処理施設整備基本計画策定業務

(ア) 同種業務

国又は地方公共団体が発注する処理能力が15t/5h以上である一般廃

棄物の粗大ごみ処理施設に関する施設整備基本計画策定業務

(イ) 類似業務

同種業務以外の一般廃棄物の粗大ごみ処理施設に関する施設整備基本計画策定業務

ウ 事業方式導入可能性調査業務

(ア) 同種業務

国又は地方公共団体が発注する処理能力が300t/24h以上である一般廃棄物の焼却処理施設を対象とした事業方式導入可能性調査業務

(イ) 類似業務

同種業務以外の一般廃棄物の焼却処理施設を対象とした事業方式導入可能性調査業務

エ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査業務

(ア) 同種業務

国又は地方公共団体が発注する法令に基づく土壌汚染調査業務

(イ) 類似業務

同種業務以外の土壌汚染調査業務

オ 最終処分場に関する計画策定業務（廃止計画、再生計画又は跡地利用計画）

(ア) 同種業務

国又は地方公共団体が発注する最終処分場に関する廃止計画策定業務、再生計画策定業務又は跡地利用計画策定業務

(イ) 類似業務

同種業務以外の最終処分場に関する廃止計画策定業務、再生計画策定業務又は跡地利用計画策定業務

(3) 様式8（技術提案書）に記載する内容は、下記のとおりとする。

本技術提案書作成要領4②を参照の上、提出者欄及び連絡先欄の必要事項を記載する。

(4) 様式9（実施体制調書）に記載する内容は、下記のとおりとする。

①業務の実施体制図

②担当チームの特徴・強み

《（4）の注意事項》

※業務の実施体制図は、各技術者の氏名、担当業務分野及び立場が分かるように記載すること。

※担当業務分野は、川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）3（9）

②に記載する「焼却処理施設関係」、「粗大ごみ処理施設関係」及び「事業方式導入可能性調査関係」の業務分野を基本とするが、その他に業務を円滑かつ的確に進める上で必要と思われる業務分野がある場合は、追加し配置することができるものとする。

※立場は、下記に示す立場を基本とするが、その他に業務を円滑かつ的確に進める上で必要と思われる立場がある場合は、追加し配置することができるものとする。

- ・管理技術者（実施要領3（9）①に該当する技術者）
- ・主任担当技術者（実施要領3（9）②に該当する技術者）
- ・担当技術者（主任担当技術者の下で業務を担当する技術者）

※仮に照査技術者を配置する場合、照査技術者は管理技術者を兼ねることができないものとする。

※技術提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

(5) 様式10（技術者調書）に記載する内容は、下記のとおりとする。

①氏名、生年月日及び年齢、所属、役職、立場、担当業務分野

配置予定の技術者の氏名、生年月日及び年齢（提出時）、所属、役職、立場及び担当する業務分野を記載する。

②資格

配置予定の技術者が保有する資格の名称、登録番号及び取得年月日を記載する。

③業務名、発注者、契約期間、業務内容

配置予定の技術者の業務実績について、業務名、発注者、契約期間及び業務内容を記載する。

④区分

当該業務が該当する区分（同種又は類似）を丸で囲むこと。

なお、本技術提案書作成要領3（2）③に該当しない業務の場合は「なし」とすること。

《（5）の注意事項》

※本調書は、様式9（実施体制調書）に記載した配置予定の技術者うち、様式5-1（管理技術者調書）及び様式6（主任担当技術者調書）に記載した技術者以外のすべての技術者について作成すること。

※資格の記載欄が不足する場合は、記載欄を追加して記載すること。

※記載した資格については、取得していることが確認できる書類（資格証の写し等）を添付すること。

- ※業務実績は、配置予定の技術者が担当する業務に関する業務実績を記載すること。
- ※記載する業務実績の件数は各業務3件までとし、同種業務から順に記載すること。
- ※記載した業務実績については、履行が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

(6) 様式11（実施方針）に記載する内容は、下記のとおりとする。

- ①業務の実施方法・手順
- ②業務のスケジュール
- ③戸塚環境センター整備事業のスケジュール
- ④業務を進める上で特に重視する配慮事項、自社（自法人）の特徴・強み等

- 《（6）の注意事項》
- ※用紙は、A3ヨコで1枚とすること。
 - ※市が別途発注する地歴調査（平成28年度発注予定）、地質調査（平成28年度発注予定）、埋設物調査・分析（平成28年度発注予定）及び環境影響評価（平成29年度発注予定）等を踏まえて記述すること。
 - ※ヒアリング時に実績の具体的内容を確認することがある。
 - ※文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
 - ※視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な施設の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
 - ※具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等を使用してはならない。
 - ※技術提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

(7) 様式12（戸塚環境センター整備事業についての提案）に記載する内容は、下記のとおりとする。

- ①特定テーマ1
「戸塚環境センター整備事業の課題とその対策」に関する提案
- ②特定テーマ2
「戸塚環境センターの地域における新たな役割」に関する提案

- 《（7）の注意事項》
- ※用紙は、ひとつの特定テーマにつきA3ヨコで1枚とすること。

- ※ヒアリング時に実績の具体的内容を確認することがある。
- ※文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- ※視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な施設の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
- ※具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等を使用してはならない。
- ※技術提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

4 技術提案書の提出

技術提案書の提出は以下による。

- ①提出様式：本要領に定められた様式とする。
- ②提出部数：
 - ア 様式8（技術提案書）に提出者欄及び連絡先欄の必要事項を記入し、押印したもの … 1部
 - イ 様式8（技術提案書）に提出者欄及び連絡先欄の必要事項を記入し、押印しないもの … 1部
 - ウ 様式8（技術提案書）に提出者欄及び連絡先欄を一切記載しないもの … 18部
 - エ 技術提案書の電子データ（PDF形式）を保存したCD等の記憶媒体 … 1部

《 ②の注意事項 》

- ※上記内訳に指示されたもの以外、技術提案書内に提出者が分かるような住所や会社名等を記載しないこと。
- ※技術提案書は、様式8から様式12までの書類（様式番号順）及び資格等の確認書類をクリップで綴じること（ホチキス留めしないこと）。
- ※川口市指定の書式以外に、背表紙並びにファイル等を付加したもの、また、コーティング紙の使用を禁ずる。
- ※写真データを使用する場合はカラーコピーをすること。

- ③提出場所：川口市 環境部 環境施設課 施設計画係

〒332-0001

埼玉県川口市朝日4丁目21番33号 リサイクルプラザ2階

電話：048-228-5383

- ④提出期限：平成28年6月17日（金）正午まで

- ⑤提出方法：上記提出場所へ持参または郵送による。
(郵送の場合は書留とし、提出期限(必着)を厳守すること)

5 技術提案書に関するヒアリング

以下のとおりヒアリングを実施する。

- ①実施日時：平成28年7月1日(金)
- ②出席者：管理技術者及び主任担当技術者を含め3名以内とする。
なお、場所や時刻等の詳細については対象者宛に別途通知する。